

令和 7 年度

「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」

応募要項

中央共同募金会（以下、「中央共募」という。）から、「物価高騰の影響を受けて困窮、孤独、孤立の状況となり、生きづらさや課題を抱える人たちを支援する活動」への支援を実施するとの通知がありました。

これに基づき、広島県共同募金会では本応募要項により助成を実施します。

1. 助成趣旨

数年前から顕著となってきた物価高騰の波は、令和 7 年度に入っても収まるところを見せず、食料品や光熱水費の値上がりにもなう経済的困窮や、周りの人に頼れず孤独・孤立などの困難な状況におかれる人々に対する緊急的な支援が求められています。

このような状況においては、地域の人々が互いに支え合い、生活の質を高めるための支援事業や、さまざまな社会資源が連携、協働しながら、支援の手が届きにくい人たちを支える事業を行うことが必要となっています。

そこで本キャンペーンでは、活動を通じた人と人とをつなぐ支え合いにより、孤独・孤立の状態を解消し、物価高により被った生きづらさを抱える人たちを支える活動に助成を実施します。

2. 1 件あたりの助成金額

- ・ 1 件あたりの助成金額は、30 万円以内

※ 応募団体が多数の場合は、助成金額を調整する場合があります。

3. 応募の対象となる団体

- ・ 社会福祉協議会、福祉施設、ボランティア団体、NPO 等の非営利団体（法人格の有無は問いません）。
- ・ 団体としての活動実績が 1 年以上ある団体であること
- ・ 団体名義の振込口座を持っていること
- ・ メールや電話で団体の担当者と日中に連絡が可能な団体であること。
- ・ 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※ 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

(想定する事業例)

- 1) 孤独・孤立状態を解消し、物価高騰のなかにあっても、支え合いにより生活の質を高めることをめざす事業
 - ・物価高騰の影響などにより困窮し、行動範囲が狭まったり、周りの人に頼れなかったりすることで孤立する人々に対し、社会参加の機会や居場所の提供を行う事業
 - ・世代を超えたメンバーが、それぞれ役割を持ちながら、食事を通じて一緒に時間を過ごすような食支援事業
 - ・参加メンバーそれぞれが役割を持つことの喜びが生きる希望につながるような、体験型イベントの開催や、コロナ禍で途切れた地域のイベントの再興などの事業
 - ・オンラインを用いて、孤独・孤立の状態に陥りやすい層がつながり合える機会を提供する事業
- 2) 支援の手が届きにくかった人たちに対するアプローチや、さまざまな社会資源との連携、協働による支援体制の構築に向けた事業
 - ・困窮している住民を把握するためのアプローチやつながりのきっかけづくりのための事業
 - ・これまで支援の手が届きにくかった人たちを対象とした場づくりや相談支援事業
 - ・他分野、多職種が地域で連携して支援対象に対する見守りや支援体制を構築する事業
- 3) 物価高騰により大きな影響が及ぶ人たちの暮らしを支える事業
 - ・生活相談に訪れた住民に対して支援を継続するための物資の配布や支援等の事業
 - ・ガソリン代などの燃料費高騰にともなう「移動のしづらさ」対策のための送迎や移動に係る支援事業、光熱費高騰にともなう冷暖房対策のための居場所支援事業
 - ・何らかの支援活動を伴いながら、食費高騰により食生活、栄養に偏りが生じている状態を是正するための食支援事業

4. 助成金対象経費

活動（事業）に要する経費を対象とする。（人件費、謝金は対象外）

- ・消耗品・備品費（食料品、日用品等）
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・旅費交通費
- ・その他、活動に必要な経費

5. 対象外経費

- ・食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費（相談支援など他の支援活動と組み合わせ、物資の配布等をきっかけに、支援の手が届きにくい人たちを支えることを目的とした事業の経費であれば対象となります）

- ・人件費、謝金
- ・生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・費用の積算内訳が不明確であるもの
- ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象となります）
- ・ボランティアに対する謝金（交通費などの実費弁償は助成対象となります）
- ・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・助成対象期間（令和 7 年 4 月～ 令和 8 年 3 月末）外の活動に関する経費

6. 対象となる活動時期

令和 7 年度内（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月末）に完了する活動

7. 応募方法

応募書と下記の添付書類を併せて、応募締切日までに広島県共同募金会へメールによりご応募ください。なお、メールでの応募が難しい場合は、広島県共同募金会宛に郵送してください。

●応募締切日 10月31日（金）（締切日必着）

●応募先メールアドレス kyobo.34@vega.ocn.ne.jp

※提出書類

①応募書

②団体の規約等組織の運営に関する規則がわかるもの（団体の規約、会則など）なお、社会福祉協議会の場合は必要ありません。

③実施した活動または予定する活動がわかる資料（チラシ、HP など）その他、参考となる資料があれば添付してください。

8. 活動（事業）報告、決算報告書の提出

本助成が決定した場合は、助成金による活動内容を報告いただきます。その際の「活動報告書」様式等は、助成決定の通知でお知らせします。

8. 本助成のスケジュール

	応募団体	県共募
10月31日(金)	応募締切	
11月中旬		審査～助成決定 応募団体への通知
12月	助成決定団体の「助成金振込口座」の提出	決定団体への助成金振込み
令和8年3月末	助成金の精算	
令和8年4月中旬	「活動報告書」の提出	
令和8年4月末		「活動報告書」取りまとめ 中央共同募金会への報告

■本件に関する応募及び問い合わせ先

広島県共同募金会（担当：甲斐）

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

広島県社会福祉会館内

TEL 082-254-3282

メール kyobo.34@vega.ocn.ne.jp